

金城学院大学産学官連携ポリシー

2009年10月5日制定

1 目的

金城学院大学（以下「本学」という。）は、福音主義キリスト教に基づく女子教育を建学の精神としており、教育と研究の活性化を通じ普遍的な知を創造し、社会に貢献することを目指している。また、本学は、産学官連携を社会貢献の一形態であると位置づけ、本学が蓄積した研究成果である知的財産を社会に還元することに努めるため、「社会に開かれた大学」を目指し、この目標を実現するため、本学の基本的な考え方を金城学院大学産学官連携ポリシー（以下「産学官連携ポリシー」という。）として定める。

2 基本的な考え方

- (1) 教育・研究の成果を社会に還元するために産学官連携を推進する。
- (2) 地域における「学」の拠点として、「産」及び「官」の使命と役割を尊重しつつ連携を図る。
- (3) 産学官連携のルールや活動について情報公開に努め、透明性を高めるとともに自己点検・評価を行う。

3 共同研究、受託研究、奨励研究等の推進

- (1) 企業や自治体等の研究ニーズに基づいた共同研究・受託研究をはじめ、国内外の各方面との多様な連携を推進し、企業等との協働に取り組む。また、独創的研究や技術開発の創出を図るとともに、研究成果を企業へ技術移転することにより、地域社会の活性化に貢献する。
- (2) 学会、研究会、研修会、展示会及び各種メディア等を活用し、教育・研究成果の積極的な情報発信に取り組む。

4 知的財産創出の推進

本学の教員及び助教（以下「教員等」という。）による教育・研究の成果、あるいは本学の教員等と企業等との共同研究により得られた成果については、積極的に、知的財産としてその権利化を図る。なお、知的財産に関わる事項は、金城学院大学知的財産ポリシーとして別途定める。

なお、知的財産に関わる事項は、金城学院大学知的財産ポリシーとして別途定める。

5 産学官連携に関わる教育の促進

本学は、産学官連携に関わる教育プログラムの開発、企業等とのインターンシップ等教育面での連携にも積極的に取り組む。

6 産学官連携体制の構築

産学官連携を全学的に取り組むための体制を構築する。

7 産学官連携ポリシーの改廃

この産学官連携ポリシーの改廃は、大学評議会の審議に基づき、常任理事会の議決を経てこれを行う。

附 則（2009年10月5日常任理事会）

この産学官連携ポリシーは、2009年10月5日から施行する。